

名誉会員の推薦について

名誉会員の推薦については、広く会員から候補者の推薦をお願いしております。

候補者がございましたら下記規定抜粋に従い10月末日までに所定の推薦書と正会員10名以上の署名をもって、会長あてお申し出くださるようお願い申し上げます。

日本ゴム協会名誉会員推薦規定(抜粋)

(名誉会員)

- (1) 名誉会員は、この法人に対して顕著な貢献をしたものの中から、名誉会員推薦委員会の審議を経、理事会の推薦決定を受け、総会の承認を得たものをいう。
- (2) 名誉会員は、この法人の民法上の社員に属さない。
- (3) 名誉会員は、次の権利を有する。
 - ①会費の納入を要しない。
 - ②通常総会の懇親会に招待される。
 - ③研究発表会、夏期講座、エラストマー討論会に参加費(登録料)の20%割引きで参加できる。

(名誉会員候補者資格)

名誉会員の候補者は、次のいずれかの一つに該当する者から推薦される。

- (1) 前会長で75歳以上の者。
- (2) 副会長、監事、理事、支部長、評議員、委員の経歴者であって、通算して、在職10年以上にわたり、それぞれの職務において、大きな実績を残した75歳以上の者。
- (3) その他特に推薦に値する実績を残した75歳以上の者。
- (4) 上記の者の国籍は問わない。また、年齢は推薦される年の3月末日とする。

(推薦手順)

- (1) 名誉会員候補者を推薦しようとする正会員は、推薦書および正会員10名以上の連署をもって10月末日までに会長に申し出る。
- (2) 会長は、名誉会員候補者の推薦があった場合は、ただちに名誉会員推薦委員会あてに審議を委嘱する。
- (3) 会長の委嘱を受けて、名誉会員推薦委員会は、推薦された候補者について審議し、理事会に上申する。
- (4) 会長は、理事会で審議決定した候補者について総会で承認を得る。

(名誉会員の顕彰)

名誉会員には、総会において推薦状及びバッジを贈呈する。

2001.5.16制定

2005.5.18一部改定